

審議案件 3

第121回大規模小売店舗立地審議会資料(法第5条第1項)

第1 審議案件の概要

<届出概要>

- 1 大規模小売店舗の名称：ダイソー木更津太田店
- 2 所在地：木更津市太田四丁目11番20
- 3 建物設置者：地曳 雅夫・地曳 喜代子
- 4 小売業者名：株式会社大創産業(日用品等)
- 5 敷地の概要：
 - ・敷地面積 2,563㎡
 - ・所有形態 自己所有、借地
 - ・都市計画区域 市街化区域
 - ・用途地域 準住居地域、第一種住居地域
 - ・現況 建物、駐車場
- 6 建物の概要：
 - ・構造 鉄骨造 地上2階建
 - ・建築面積 789㎡
 - ・延床面積 1,501.37㎡
 - ・店舗面積 1,287.24㎡
- 7 周辺の環境等：店舗東側は市道を挟んで戸建て住宅、南側は県道を挟んで店舗、北側は戸建て住宅を形成し、西側は国道を挟んで更地となっている。
- 8 処理経過：
 - ・届出日 平成27年1月20日
 - ・公告縦覧期間 平成27年2月3日～平成27年6月3日
 - ・説明会開催日時 平成27年2月25日 午後7時
 - ・場 所 木更津市民会館
- 9 市町村・住民等の意見：
 - ：木更津市の意見 なし
 - ：住民等の意見 なし

- 1 新設日：平成27年9月21日
- 2 店舗面積：1,287㎡
- 3 駐車場の位置：図3
駐車場の収容台数：47台
- 4 駐輪場の位置：図3
駐輪場の収容台数：25台
- 5 荷さばき施設の位置：図3
荷さばき施設の面積：26㎡
- 6 廃棄物等の保管施設の位置：図3
廃棄物保管施設の容量：6㎡
- 7 開店時刻：午前10時
閉店時刻：午後9時
- 8 駐車場利用可能時間帯：
午前9時30分～午後9時30分
- 9 駐車場の出入口の数：4か所
駐車場の出入口の位置：図3
- 10 荷さばき可能時間帯：
午前10時～午後10時

第2 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項（届出事項等）

1 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 駐車場の収容台数 : 届出台数 47台 (指針による算出) 必要駐車場台数 = 43台 (出店計画書 P5 参照) ※市条例等による附置義務なし</p> <p>イ 駐車場の位置及び構造等 (図3 参照) ・建物外平面駐車場 (自走式、敷地内、敷地外) ・出入口4か所 交通への支障を回避するための方策 ・繁忙時においては、営業時間内に敷地内駐車場出入口②に交通整理員を1名配置。出入口①及び隔地駐車場については、繁忙状況を見ながら必要に応じて、配置人員を検討。(繁忙状況を見ながら配置人員を検討する。) ・出入口付近に駐車場看板を設置する。 ・場内に停止線等の路面表示を設置する。</p> <p>ウ 駐輪場の確保等 (図3 参照) ・届出台数 25台 (駐輪場利用実態調査による算出) 必要駐輪場台数 24台 (出店計画書 P7 参照) ※市条例等による附置義務なし ・駐輪場の管理体制 営業時間内は、従業員等1名が適宜巡回し整理を行う。(繁忙状況を見ながら配置人員を検討する。) 駐輪場利用可能時間外はチェーンバリカー等によって店舗敷地出入口を閉鎖する。 ・駐輪場案内の表示方法 看板・路面標示等により駐輪場を示す。</p> <p>エ 荷さばき施設の整備等 (図3 参照) (ア) 荷さばき施設の整備 面積: 26㎡ (イ) 計画的な搬出入 ・同時作業可能台数 : 1台 ・待機スペース : なし ・搬出入車両専用出入口 : なし ・荷さばき可能時間帯 : 午前10時～午後10時 ・搬出入車両 : 6台 (2t車) ・平均的な荷さばき処理時間 : 15分</p>	<p>※駐車場 指針に基づく必要台数が確保されており、駐車需要を充足していると認められる。</p> <p>※駐輪場 駐輪場利用実態調査に基づく必要台数が確保されており、駐輪需要は充足していると認められる。</p> <p>※荷さばき施設 搬出入計画に基づき、必要な施設が確保されており、適切な配慮がなされていると認められる。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ピーク時の搬出入車両台数 : 2台/時間 ・ピーク時荷さばき処理時間 : 30分/時間 ・時間当たり延べ荷さばき処理可能時間60分/時間 <p>オ 経路の設定</p> <p>(ア) 案内経路 図4のとおり</p> <p>(イ) 周知の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場出入口に案内看板を設置する。 ・オープン時の新聞折込みチラシに案内経路図を掲載する。 ・繁忙時は敷地内駐車場出入口②に交通整理員を配置する。 <p>(ウ) 敷地周辺道路の通学路の有無 : あり</p> <p>ありの場合の安全策: 通学路には出入口を設置していない。</p>	<p>※経路</p> <p>経路設定及びその周知の方法は、適切な配慮がなされていると認められる。</p>
---	--

(2) 歩行者の通行の利便性の確保等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者は県道側出入口からの来店を促し、車両との交錯がないよう配慮する。 ・夜間照明等の設置。 	<p>※ 歩行者の通行の利便性の確保について、適切な配慮がなされていると認められる。</p>

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 廃棄物減量化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーカーに対する簡易梱包促進や発泡スチロールを紙製に変更する。 ・リサイクルできる素材の使用によりゴミの減量化に努める。 ・搬入時に梱包用段ボールの回収に努める。 ・再利用、リサイクルはもとより、ゴミを出さないことに重点を置いたゴミ減量化を図る。 ・単品で買い物をする商品にシールを貼る事でレジ袋軽減に努める。 <p>イ リサイクル計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品廃棄物は食品リサイクル法に則り、適切に対応する。 ・再資源化可能な(段ボール、古紙、空き缶、ペットボトル、発泡スチロール)物資については、法に基づき処理する。 ・商品の簡易包装を行う。 	<p>※ 廃棄物の減量化及びリサイクル計画について、適切な配慮がなされていると認められる。</p>

(4) 防災・防犯対策への協力

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 防災対策</p> <ul style="list-style-type: none">・自治体から具体的な要請があった場合は、防災協定等の締結を検討する。 <p>イ 防犯対策</p> <ul style="list-style-type: none">・駐車場内への適切な照明設備の設置。・駐車場利用時間後は出入口をチェーンバリカー等で施錠する。・地元警察の支援をいただきながら、防犯対策に努める。	<p>※ 防災・防犯対策への協力については、適切な配慮がなされていると認められる。</p>

2 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

(1) 騒音の発生に係る事項

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 騒音問題に対応するための対応策</p> <p>(ア) 騒音問題への一般的対策：室外機は必要最小限の稼働とする。</p> <p>(イ) 荷さばき作業等小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策</p> <p>a 荷さばき作業等に伴う騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none">・荷さばき施設：十分なスペースを確保し、平滑な路面とする。・荷さばき作業：荷さばき作業員に静穏作業の指導を行う。 荷さばき可能時間帯以外での作業は行わない。 搬出入車両のアイドリング禁止を周知する。 <p>b 営業宣伝活動に伴う騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none">・BGM等の営業宣伝活動はしない。 <p>(ウ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策</p> <p>a 室外機等からの騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none">・室外機は必要最小限の稼働とする。 <p>b 駐車場からの騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none">・施設面の対策：路面はアスファルト舗装とする。・運用面の対策：看板等により空ぶかしやアイドリングの禁止、徐行の呼びかけを行う。 <p>c 廃棄物収集作業に伴う騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none">・施設面の対策：平滑な路面とする。・運用面の対策：作業員に静穏作業の指導を行う。	<p>※騒音</p> <p>騒音の予測・評価結果は、すべて基準値を満たしており、適切な対応がとられているものと認められる。</p>

イ 騒音の予測・評価について (図4 参照)

(ア) 騒音の総合的な予測・評価方法

- a 予測方法：音源ごとに距離減衰効果を考慮した予測地点での騒音レベルを求め、
昼間(6:00~22:00)及び夜間(22:00~6:00)における各音源の稼動状況から等価騒音レベルを算出した。
- b 予測地点：建物の周囲に近接した最も騒音の影響の受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外。
- c 評価方法：騒音に係る環境基準。
- d 騒音の総合的な予測結果

予測地点			総合的な予測 (等価騒音レベル) 単位：dB				備考
地点名	用途地域区分	環境基準類型	昼間 (6:00~22:00)		夜間 (22:00~6:00)		
			予測レベル	基準値	予測レベル	基準値	
A	準住居地域	B	34	55 以下	<30	45 以下	
B	第一種住居地域	B	49	55 以下	<30	45 以下	
C	第一種住居地域	B	49	55 以下	<30	45 以下	
D	第一種住居地域	B	49	55 以下	<30	45 以下	
E	第一種住居地域	B	44	55 以下	<30	45 以下	
F	準住居地域	B	44	55 以下	<30	45 以下	
G	準住居地域	B	45	55 以下	<30	45 以下	
H	準住居地域	B	55	55 以下	<30	45 以下	
I	準住居地域	B	49	55 以下	<30	45 以下	

(イ) 発生する騒音ごとの予測・評価方法

- a 予測方法：音源ごとに距離減衰効果を考慮した予測地点での最大騒音レベルを算出した。
- b 予測地点：建物の周囲について、敷地境界地点及び隣地敷地境界点
- c 評価方法：騒音規制法の夜間の規制基準。
- d 発生する騒音ごとの予測結果

予測地点			音源ごとの予測 (最大騒音レベル) 単位：dB						備考
予測地点	用途地域区分	騒音規制法区域区分	夜 間 (22:00~6:00)						
			敷地境界	基準値	隣地敷地境界	基準値	住居側	基準値	
P1	準住居地域	第二種区域	34	45	—	—	—	—	

(2) 廃棄物に係る事項等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 廃棄物等の保管について (図3 参照) (ア) 保管のための施設容量の確保 廃棄物の保管施設の容量 : 6 (6. 03) m³ (高さ1. 5m) (指針) 廃棄物等の保管容量6. 03m³ (出店計画書P13参照)</p> <p>イ 廃棄物等の運搬や処分について ・運搬・処理方法 許可業者による敷地外処理 ・運搬頻度 毎日</p>	<p>※廃棄物 廃棄物に係る事項等について、保管施設は指針を満たす保管容量が確保されており、運搬等についても適切な配慮がなされていると認められる。</p>

(3) 街並みづくり等への配慮等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 敷地内の緑化計画 : 緑化面積 0 m² (緑化計画の検討なし) ※市条例等による附置義務なし</p> <p>イ 街並みづくり、景観への配慮 : 敷地内及びその周辺の清掃・美化に努め、美しい街づくりを推進する。 建物に設置する看板及び広告塔は必要最小限の大きさ及び設置箇所に留め、屋外広告物条例等を遵守したものとする。 国道、県道側は黄色と緑色の壁面色彩としているが、住宅に隣接する建物北側と東側壁面の色彩は清涼感と清潔感のある白色とする。</p> <p>ウ 屋外照明・広告塔照明等 ・点灯時間 日没から駐車場利用可能時間終了時まで ・光害対策 周辺住居に対して光害による悪影響を及ぼさないよう、細心の注意を払い照射方向や照度に配慮する。</p>	<p>※街並みづくり等への配慮 地域環境との調和に配慮がなされていると認められる。</p>

3 市町村・住民等の意見について

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 木更津市の意見 なし</p> <p>イ 住民等の意見 なし</p>	

第3 総合判断

- 1 駐車需要の充足等交通に係る事項について、駐車場については、指針に基づく必要台数が確保されており、駐車需要を充足していると認められる。
駐輪場については、駐輪場利用実態調査に基づく必要台数が確保されており、駐輪需要は充足していると認められる。
経路の設定及びその周知方法について、適切な配慮がされていると認められる。
- 2 荷さばき施設については、搬出入車両の車両種別、在庫状況、作業時間帯から必要な規模の施設及び適切な運営計画であると認められる。
- 3 騒音の予測・評価結果は、すべて基準値を満たしており、適切な対応がとられているものと認められる。
- 4 廃棄物に係る事項等については、指針に基づく予測排出量を充足させる保管容量を確保しており、リサイクル計画、廃棄物の減量化、廃棄物処理に関しても、適切な配慮がされていると認められる。
- 5 街並みづくり等への配慮については、地域環境との調和に配慮がされていると認められる。
- 6 木更津市及び住民等からの意見はなかった。

以上のことから、当該店舗の立地に関し、周辺地域の生活環境の保持を図るため施設の配置及び運営方法について、指針に照らし適切に配慮されていると判断する。

第4 県の意見(案)

「意見なし」

なお、店舗の維持・運営に当たっては、届け出たところにより、店舗周辺地域の生活環境の保持に適切な配慮をしてください。